

神戸市まちづくり助成要綱

平成 27 年 6 月 30 日 住宅都市局長決定

令和 5 年 1 月 10 日 改正

(目的)

第 1 条 この要綱は、生活環境の改善及び保全、都市機能の更新、土地の合理的かつ健全な高度利用を図るため、市街地の計画的な整備など、住み良いまちづくりを推進する団体等を助成することにより、住民の自主的なまちづくりを促進することを目的とする。

2 この要綱による補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）並びに神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月規則第 38 号）（以下「規則」という。）、神戸市会計規則（昭和 39 年規則第 81 号）その他の法令及び関連規則等のほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

(助成の対象となる団体)

第 2 条 この要綱において助成の対象となる団体（以下「助成対象団体」という。）は、まちづくりの段階に応じて別表 1 のとおりとし、かつ助成を行う必要があると市長が認める団体とする。

2 要綱における助成の通算期間（初動期団体の期間を除く）が 10 年を超える団体は、まちづくり支援事業都市局審査委員会（以下「局審査委員会」という。）による審査を要する。

(助成事業の種類と補助金限度額並びに交付期間等)

第 3 条 この要綱における助成事業は、助成対象団体ごとに区分するものとし、各区分における補助金限度額及び交付期間は、別表 2 のとおりとする。

2 第 2 条第 2 項における局審査委員会での審査の時期は、別表 2 のその他条件で定めるとおりとする。

(補助対象経費)

第4条 市長は、助成対象団体に対して次の各号に該当する費用を予算の範囲内で補助することができる。

- (1) まちの将来像に関する基本構想の作成、地区整備の手法の調査及び研究、地区整備事業計画の作成に要する費用
- (2) まちづくりに関する会議等を開催するために必要な会議室等の借り上げ料、資料の作成及び印刷、その他会議等に要する費用
- (3) 活動内容を広報するために必要な広報紙、パンフレット、ホームページ等の作成及び印刷並びに頒布等に要する費用
- (4) まち歩き等を実施するために必要な資料の作成及び印刷並びにその他活動に要する費用
- (5) アンケート調査等を実施するために必要な資料の作成及び印刷並びに通信等に要する費用
- (6) 他のまちづくり団体への啓発、人材養成等に要する費用
- (7) 前号の活動を目的に実施される他都市会議への参画等に要する費用
- (8) 第1号から第7号に定めるもののほか、助成対象団体の本来的な活動であると市長が認める事業に要する費用
- (9) 助成対象団体が独自に企画・提案する活動であり、かつ、第1号から第8号に該当する活動（「基幹活動」という。）の効果を促進する活動であると市長が認める事業（以下「提案活動」という。）に要する費用
- (10) 助成対象団体の活動に必要な事務に要する費用（以下「事務費」という。）

2 市長は、第1項の補助のほか、必要と認める場合は、助成対象団体に対して技術的援助及び一般的便益の供与を行うことができる。

（補助対象経費の限度額）

第5条 補助対象経費のうち、提案活動は、補助金に換算して次の各号に掲げる額を限度とする。

また、複数の提案活動を実施する場合は、その合計額が限度額を超えないこととする。

- (1) 初動期団体においては2万円

(2) まちづくり推進準備団体、まちづくり推進団体、事業推進団体、長期活動団体、長期協定運用団体においては6万円

2 事務費は、第4条第1項第1号から第9号までに要する費用の合計の10分の1を限度とする。

(補助金の対象とならない経費)

第6条 次の各号に掲げる経費については、補助金の対象とはならないものとする。

(1) 他の地域団体その他団体への記念行事お祝い金、神事、祭り等に対する協賛金（地域団体が、その事業実施団体の一員として分担するものを除く）

(2) 単に、地域団体の会員及び役員等という身分上の理由をもって支給する給与、報酬等

(3) 慶弔費

(4) 飲食を主たる目的とした会合に係る経費

(5) 国、県、市及びその他の団体等から補助金等が交付される場合において、当該補助金等により充当される経費

(6) 個人の持ち物となる物品の購入

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を希望する助成対象団体は、次に掲げる事項を記載した補助金交付申請書を以て、市長に申請しなければならない。

(1) 当該団体に係る団体の名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地

(2) 補助事業の名称

(3) 補助事業の目的及び内容並びに完了予定期日

(4) 交付申請額

2 申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 構成員名簿

(2) 規約又は定款

(3) 事業計画書

(4) 収支予算書

(5) 提案活動実施計画書（提案活動を実施する場合）

(6) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項第1号及び第2号について、必要がないと認める場合は、提出を省略させることができる。

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定して、その旨を補助金交付決定通知書により、補助金の交付を希望した助成対象団体に通知する。

2 市長は、前項において補助金を不交付とする場合には、その理由を付した補助金不交付決定通知書により、補助金の交付を希望した助成対象団体に通知する。

3 市長は、補助金の交付の目的を達成するために必要と思われる場合は、条件を付して補助金の交付の決定を行うことができる。

（申請の取下げ）

第9条 前条により補助金の交付の決定を受けた助成対象団体（以下「補助事業者」という。）は、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して20日を経過した日までに、市長に取下げ申請書を以て、申請の取下げをすることができる。

（事業内容及び申請者の変更）

第10条 補助事業者は、補助の対象となる事業の内容の変更をしようとする場合（軽微な変更を除く。）は、速やかに内容変更承認申請書を以て、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認申請が提出されたときは、これを審査し、やむをえないと認めるときは、これを承認し内容変更承認通知書により、当該補助事業者に通知する。

3 第1項の軽微な変更とは、当該補助事業の目的及び内容から当該補助事業に実質的に影響のない事項をいう。

4 補助事業者は、申請者の変更があったときは、申請者変更届出書を市長に提

出するものとする。

ただし、神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例に基づき認定を受けている団体にあつては、神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例施行規則第4条によるまちづくり協議会変更届出書（写）をこれに代えることができる。

（事情変更による決定の取消し等）

第11条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができ、取消し等通知書により、補助事業者へ通知するものとする。ただし、事業のうち既に執行した場合におけるその執行に係る部分については、この限りでない。

2 市長が前項の規定により補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(2) 補助事業者が事業を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、事業に要する経費のうち補助金によって賄われる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により事業を遂行することができない場合（補助事業者の責任に帰すべき事情による場合を除く。）

3 市長は、第1項の規定による補助金の交付の決定の取消しにより特別に必要となった事務又は事業に対しては、次に掲げる経費に限り、補助金を交付することができる。

(1) 事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

(2) 事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

（事業の廃止及び承継）

第 12 条 補助事業者は、補助の対象となる事業を廃止しようとする場合は、速やかに廃止承認申請書を以て、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の場合において、新たに当該事業を承継した者が引き続き当該事業を行って補助を受けようとするときは、被承継者と連名の承継承認申請書を以て、市長の承認を受けなければならない。

3 市長は、前 2 項による申請書が提出されたときは、これを審査し、支障がないと認めるときは、これを承認し廃止の場合には廃止承認通知書により補助事業者、又、承継の場合には承継承認通知書により承継者及び被承継者に通知する。

(事業の遂行及び報告)

第 13 条 補助事業者は、交付の決定の内容及びこれに付された条件並びに関連規則等に基づき、善良な管理者の注意をもって事業を遂行しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときには、補助事業者に対して事業実施報告書の提出を求めることができる。

(関係書類の整備)

第 14 条 補助事業者は、事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、当該事業を完了し、又は廃止した日の属する会計年度の翌年度から 10 年間保存しなければならない。

(事業の遂行等の命令)

第 15 条 市長は、事業が次に掲げる事項に従って遂行されていないと認めるときは、事業の遂行等の命令書により、補助事業者に対して、当該事業を遂行すべきことを命じることができる。

(1) 事業に係る法令の規定

(2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件

(3) 関連規則等に基づく市長の処分

2 市長は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、当該補助事業者に対し、事業の遂行の一時停止を命じることができる。

(事業完了実績報告)

第 16 条 補助事業者は、補助の対象となる当該年度の事業が完了したときは、その完了の日から起算して 15 日を経過した日又は補助金の交付の決定をした会計年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、完了実績報告書を市長に提出しなければならない。

2 完了実績報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) 事業実施報告書

(3) 提案活動実施報告書（提案活動を実施した場合）

(4) その他市長が必要と認める書類

3 前項の事業年度に関して、当該助成対象団体の会計年度が終了していない等の事情により、市長が特に認めるときには、収支決算書に代わる書類により報告できる。ただし、収支決算書ができしだい速やかに市長に提出しなければならない。

（補助金の交付等）

第 17 条 市長は、補助の対象となる当該年度の事業が完了していることを確認後、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に補助金確定通知書により通知を行い、補助事業者からの補助金請求書による補助金交付請求により補助金を交付する。ただし、市長が必要と認める場合は、補助金の交付の決定額以内の額の補助金を補助事業者からの補助金概算交付要望（請求）書による請求により概算交付することができる。

2 市長は、確定した補助金の額が、補助金の交付の決定における交付の予定額と同額である場合は、前項の規定による通知を省略することができる。

（必要な調査等）

第 18 条 市長は、補助金の適正化を図るため必要があると認めるときは、市職員に補助事業者の住居若しくは事務所又は事業が実施されている土地若しくは建物に立入り、必要な調査をさせ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入調査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

3 第1項の規定により立入調査又は質問にあたる市職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときはこれを提示しなければならない。

(決定の取消し)

第19条 市長は、補助事業者が、次の各号に該当すると認めた場合は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付決定額を変更することができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(4) 第13条第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(5) 助成対象団体の代表者並びにその役員（初動期団体についてはこれと同等の者と市長が認める者をいう。）が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 国家行政機関・地方自治団体その他公共団体より補助金等の交付を受け、その使用に関し、不正又は著しく不当な行為をした者

(6) 前各号に掲げるもののほか、法令、条例若しくはこの要綱の規定に違反したとき又はこの要綱の規定に基づく市長の指示に従わなかったとき。

2 前項の規定は、補助事業について補助金の交付額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第1項第5号に該当することが判明した場合、速やかに第13条第2項による報告を行うこと。

4 市長は、第1項の取り消しをしたときは、速やかに取消し等通知書により、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 20 条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、補助金返還命令書により、補助事業者はその返還を命じるものとする。

2 市長は、第 17 条の規定により補助金の交付額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分についての補助金の返還を命じるものとする。

(加算金及び延滞金)

第 21 条 補助事業者は、前条第 1 項の規定により補助金の返還を命じられた場合において、その命令に係る補助金の受領の日の翌日から納入までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納入した場合におけるその後の期間については、既に納入した額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する加算金を納入しなければならない。

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。

3 補助金が 2 回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命じられた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとみなす。ただし、当該返還を命じられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じられた額に達するまで順次遡り、それぞれの受領した日において受領されたものとみなす。

4 第 1 項の規定により加算金を納入しなければならない場合において、補助事業者の納入した金額が返還を命じられた補助金の額の達するまでは、その納入金額は、まず当該返還を命じられた補助金の額に充てられたものとみなす。

5 補助事業者は、補助金の返還を命じられ、これを納期限までに納入しなかったときは、納期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納入した場合におけるその後の期間については、既に納入した額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を納入しなければならない。

6 市長は、第1項又は第5項の場合において、やむを得ない事情があるとき認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(他の補助金等の一時停止)

第22条 市長は、補助事業者が補助金の返還を命じられ、当該補助金、加算金又は延滞金の全部又は一部を納入しない場合において、当該補助事業者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納の額とを相殺することができる。

(理由の提示)

第23条 市長は、補助金の交付の決定の取消し、補助事業等の遂行若しくは一時停止の指示又は補助事業等の是正のための措置の指示をするときは、その旨の通知に併せて、当該補助事業者に対してその理由を示さなければならない。

(財産の処分の制限)

第24条 補助事業者は、事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち次に掲げるものを、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者が交付を受けた補助金の全部に相当する金額を市に納入した場合又は補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(1) O A 機器又は視聴覚機器など備品の類(ただし、当該備品の購入等についての補助金の交付を受けた日の属する会計年度の翌年度から10年間を経過したものを除く。)

2 補助事業者は、前項により財産の処分の承認を受けようとする場合には、財産処分承認申請書を以て、市長の承認を受けなければならない。

3 市長は、第1項本文の規定による承認をしようとする場合は、財産処分承認通知書により、補助事業者に通知するものとし、交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額を本市に納入することを条件とすることができる。

(施行の細則)

第 25 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、都市局長が定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 6 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 8 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 1 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 2 年 3 月 6 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、第 10 条第 2 項を除き、この要綱の施行の日以後に第 4 条に基づき申請されるものについて適用する。

附 則

1 この要綱は、令和 4 年 1 月 31 日から施行する。

2 令和 3 年度内に事業が完了するものについては、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

1 この要綱は、令和 5 年 1 月 10 日から施行する。

2 令和 4 年度内に事業が完了するものについては、なお従前の例により取り扱うものとする。

- 3 事業推進団体、長期活動団体又は長期協定運用団体で、要綱改正前に優良まちづくりボランティア団体として局審査委員会の審査を受けた団体については、局審査委員会での審査を受けているとみなす。
- 4 まちづくり推進準備団体助成又はまちづくり推進団体助成の補助金交付期間は、それぞれ要綱改正前の整備予定地区団体助成・まちづくり協議会助成として助成を受けた期間を減じるものとする。
- 5 事業推進団体助成、長期活動団体助成又は長期協定運用団体助成の補助金交付期間は、要綱改正前の優良まちづくりボランティア団体として局審査委員会で審査を受けている場合においては、その審査決定された交付年次までを交付期間とする。

別表 1（第 2 条関係）

初動期団体
本要綱の目的に即したまちづくり活動を始める、あるいはまちづくりに取り組む団体の設立を検討している集まり。

まちづくり推進準備団体
一定のまとまりのある地区において、本要綱の目的に即してまちの将来像に関する基本構想の検討や、地区整備の手法の調査及び研究等の活動を行う団体で、次の全ての要件を満たすもの。 (1)地区住民又は自治会等の住民組織によって構成され、規約又は定款を定めている。 (2)その活動の成果を地区住民に周知させることができる。

まちづくり推進団体
まちづくり推進準備団体として活動をしてきた団体が、地区を代表しうる組織として、まちづくりの推進のためにまちづくり提案等を行う団体で、次の全ての要件を満たすもの。 (1)神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例（昭和 56 年 12 月条例第 35 号。以下「まちづくり条例」という。）の規定によりまちづくり協議会として認定を受けている。 (2)まちづくりの実現に向けた具体的な活動に継続的に取り組んでいる。

別表 1 (第 2 条関係)

事業推進団体
<p>次の要件のいずれかに該当する団体。</p> <p>(1) 密集市街地再生方針による「密集市街地再生優先地区」に該当し、密集市街地の改善に取り組んでいる。</p> <p>(2) 都市計画道路整備方針又は連続立体交差事業による都市計画道路のあり方に関する検討に取り組んでいる。</p> <p>(3) 神戸市が進める都市機能に係る事業に取り組んでいる。</p>
長期活動団体
<p>1 10 年以上にわたって組織的に活発なまちづくり活動を行う優良な団体として次の要件を全て満たし、かつ、他の団体の模範的かつ指導的立場にあると市長が認める団体。</p> <p>(1) 地域の環境改善、都市基盤の整備、良好な景観形成などに努めてきている。</p> <p>(2) 他のまちづくり団体への啓発活動、人材養成活動をおこなうことができる。</p> <p>(3) まちづくりの自立に向けた活動に取り組んでいる。</p> <p>2 長期活動団体は、局審査委員会で審査のうえ決定する。</p>
長期協定運用団体
<p>長期活動団体の要件を満たす団体で、かつ、まちづくり条例に規定するまちづくり協定（以下「まちづくり協定」という。）を運用している団体。</p>
再開発準備組合
<p>市街地再開発事業等の実施の準備を目的として、街区単位又は街区相当規模の地区において、地区内権利者によって構成され、かつ、地区内権利者の相当部分が加入又は賛同し、規約又は定款を定めて地区整備事業計画の作成、権利調整の実施等の事業を行う団体。</p>

別表 2 (第 3 条 関係)

初動期団体助成	
補助限度額	補助対象経費の合計額以内であって、かつ、10万円
補助金の交付期間	原則 2 年間

まちづくり推進準備団体助成	
補助限度額	補助対象経費の合計額以内であって、かつ、30万円
補助金の交付期間	原則 3 年間

まちづくり推進団体助成	
補助限度額	補助対象経費の合計額以内であって、かつ、30万円
補助金の交付期間	原則 7 年間 ただし、まちづくり推進準備団体から通算して補助する場合は、合計 10 年間を限度とする。

事業推進団体助成	
補助限度額	補助対象経費の合計額以内であって、かつ、30万円
補助金の交付期間	事業完了年次まで
その他条件 (局審査委員会による審査)	助成期間(初動期助成期間を除く)が 10 年を超える場合は、11 年目の申請前に局審査委員会での審査を要する。

長期活動団体助成	
補助限度額	補助対象経費の合計額の 2 分の 1 以内であって、かつ、30万円
補助金の交付期間	3 年間 ただし、良好な景観形成のための活動等、継続性が高いことが明確な場合は、6 年間
その他条件 (局審査委員会による審査)	以下の時期に局審査委員会での審査を要する。 (1) 当該助成を最初に申請をする前 (2) 審査を受けてから 3 年を超える前、ただし書きを適用する場合は 6 年を超える前

別表 2 (第 3 条関係)

長期協定運用団体助成	
補助限度額	補助対象経費の合計額が 5 万円以内はその全額、補助対象経費の合計額が 5 万円を超える場合は補助対象経費から 5 万円を減じて得た額の 2 分の 1 に 5 万円を加えた額とし、かつ、30 万円
補助金の交付期間	6 年間
その他条件 (局審査委員会による 審査)	以下の時期に局審査委員会での審査を要する。 (1)当該助成を最初に申請をする前 (2)審査を受けてから 6 年を超える前

再開発準備組合助成	
補助限度額	補助対象経費の合計額の 2 分の 1 以内であって、かつ、地区面積に 1 ヘクタール当たり 100 万円を乗じて得た額 (その額が 50 万円に満たないときは 50 万円)
補助金の交付期間	原則 3 年間